

税金

国税だより

職員採用試験

税務職員採用試験の受験者を募集!

人事院九州事務局と熊本国税局では、税務職員採用試験の受験者を募集します。

- 受験資格** 高校卒業見込みの方及び高校卒業後3年を経過していない方
- 試験の程度** 高校卒業程度
- 第一次試験** 9月7日(日)
- 受験申込先** 全国の各人事院事務局
※希望する第一次試験地により申込先が異なります。

インターネットによる申込み

人事院ホームページ上の申込専用アドレス
(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)
をご利用ください。

6月23日(月)～7月2日(水)
(受信有効)

郵送又は持参による申込み

人事院九州事務局、熊本国税局及び各税務署
に申込用紙を備え付けています。

6月23日(月)～6月26日(木)
(26日(木)までの通信日付印有効)

人事院九州事務局
☎ 092-431-7733

熊本国税局
(試験研修係)
☎ 096-354-6171
内線 2072

阿蘇税務署
☎ 0967-22-0551

税務職員採用試験に合格し採用されまると、全員が税務大学校に入校し、1年間、税務職員として必要な専門知識を修得するための研修を受けることになっています。その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。

福祉



金婚・ダイヤモンド婚

夫婦表彰申込み

6月16日(月)までに
地区の駐在嘱託員さんへご連絡を!

回覧文書でお知らせしていますが、金婚夫婦表彰該当者及びダイヤモンド婚夫婦表彰に当てはまる方の申込みを受け付けています。表彰を希望される方は、申込みをお願いします。

表彰を受けられる場合、9月頃の熊本日日新聞(金婚のみ)及び広報たかもりへの記事掲載やたかもりポイントチャンネルの取材及び放映を予定しておりますので、あらかじめご了承ください。

金婚夫婦

① 昭和39年1月1日から同年12月31日までに結婚され、満50年に達した夫婦
※満50年は、婚姻届出の年月日により確認します。

② すでに満50年に達し、平成25年度までに表彰を受けていない夫婦

ダイヤモンド婚夫婦

① 昭和28年9月1日から昭和29年8月31日までに結婚され、満60年に達した夫婦
※満60年は、婚姻届出の年月日により確認します。

② すでに満60年に達し、平成25年度までに表彰を受けていない夫婦

★金婚夫婦及びダイヤモンド婚夫婦表彰該当につきましては、近親者(家族)などの第三者の証明書により確認することも可能です。

※証明書用紙は希望者へ担当課から送付します。

お問い合わせ先

住民福祉課 福祉係

☎ (62) 1111 内線132

後期高齢者医療制度 被保険者の方へ

後期高齢者医療制度の対象者は、75歳以上（75歳の誕生日から自動的に加入）及び65歳から74歳までの方で一定の障がいがある方（市区町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）になります。

平成26・27年度の 保険料率が決定

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されています。

今回の保険料率は、平成24・25年度の保険料率と同一になり、保険料額の上限額は、57万円へ変更されました。

所得割額
総所得金額等から
33万円引いた額

×

所得割率
(9.26%)

+

均等割額
(47,900円)

＝

平成26・27年度の
保険料額（年額）
※上限額 57万円

保険料軽減対象者拡大

所得が低い方や被用者保険加入者（※）に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ・健保組合・共済組合などです。

所得が低い方の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が下図の場合、保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）が軽減されます。

お問い合わせ

健康推進課 国民健康保険係

☎(62)1111

内線127



世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が・・・

軽減割合

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合



9割

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯



8.5割

「基礎控除額（33万円）」＋「24万5千円×世帯の被保険者数」を超えない世帯



5割

「基礎控除額（33万円）」＋「45万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯



2割

子育て

子育て支援センター

新しい取り組み

4月に「高森町子育て支援センター」を開設し、子育て相談や情報提供を行っております。

6月から、木曜日に次の2箇所です。「移動子育てひろば」を開くこととなりました。積木などの玩具や絵本などを持参し、広い運動場も活用していきます。お住まいの地域に限らず、どなたもお気軽にお越しください。

★草部総合センター

（旧草部保育園跡）

第1・3木曜日 午前10時～正午

★朋遊館（旧野尻小学校跡）

第2・4木曜日 午前10時～正午

お問い合わせ先

高森町子育て支援センター

☎ 62-3311

開設

月・火・水・金曜日
午前10時～午後3時

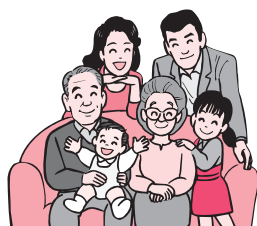
保険

国民年金だより 加入方法

国民年金は 誰もが加入する制度

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。



お問い合わせ先

住民福祉課 福祉係
☎ (62) 1111

内線132



第1号被保険者

自営業、学生、フリーター、無職の方などで、加入手続きはご自分で住所地の役場の国民年金担当窓口で行ないます。

第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方で、加入手続きは勤務先が行います。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

労働保険について

年度更新手続き

7月10日(木)まで

平成26年度の申告・納付の期間は6月2日から7月10日まで(6月1日から電子申請の受付開始)です。熊本労働局、労働基準監督署、日本銀行歳入代理店の金融機関または郵便局(口座振替利用者を除く。)で申告・納付してください。

申告されるときは、事業主へ送付する「労働保険概算・確定保険料申告書」に必要事項を記入のうえ、ご持参ください。また、県内各地で開催する集合受付会場でも申告ができ、詳細は申告書に同封してお知らせします。年度更新手続を怠りますと、「国」が職権で追徴金を徴収することがあります。必ず期限内に申告・納付されるようお願いいたします。

労働者を雇用している場合(農林水産業の一部を除き)、必ず加入!!

労働者を雇用している事業主の皆様で、まだ労働保険の加入手続を済まされていない場合は、最寄りの労働基準監督署又はハローワーク(公共職業安定所)にご相談のうえ、速やかに加入されるようお願いいたします。

お問い合わせ先

「年度更新申告書」の記載方法について

・コールセンター

☎ 0120 (995) 986

「年度更新」について

・熊本労働局総務部労働保険徴収室

☎ 096 (211) 1702

又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

・ハローワーク阿蘇

☎ 0967 (22) 8609

